

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12679

研究課題名（和文）差押えの効力と差押債権者の実体法上の地位

研究課題名（英文）Attachment in Civil Law and Civil Procedural Law

研究代表者

米倉 暢大（YONEKURA, Nobuhiro）

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：60632247

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：ドイツの土地以外に対する強制執行法制において、差押えの効力は、当初、金銭債権者と債務者財産との間の強制執行手続外における関係が、国家を経由して表れるものであった。そして、それが担保物権という形式で表現された。後に、差押えに伴い差押債権者に付与される差押質権から処分権ないし換価権が分離された。これにより、差押えの効力として、換価権と処分禁止効が認められることとなった。ドイツの強制執行法制における議論は、民事実体法に関する統一的な法典に先行して進められたことから、独自の実体法上の規律を内包したものとなった。このことは、その後の民事実体法に関する統一的な法典の編纂及びその後の議論に影響を与えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツ強制執行法における金銭債権者と債務者財産との関係の理解は、日本法の議論においても参考になるものと考えられる。また、上記のように金銭債権者と債務者財産との関係が、強制執行法制上、担保物権という形式で表現されたことは、金銭債権と担保物権との共通性・類似性を示唆するものであり、両者の実体法上の位置づけを探っていくうえで、参考になるものと考えられる。ドイツの強制執行法制における議論が、民事実体法に関する統一的な法典に先行して進められ、ドイツの強制執行法制が独自の実体法上の規律を内包し、その後の民事実体法との間で相互に影響したことは、日本法の議論においても参考になるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：In German, the effect of a attachment was initially a relationship between the creditor and the debtor property. It was then expressed in the form of a security interest. Later, the right of disposition or the right of realization was separated from the pledgee upon attachment. As a result, the right of realization and the effect of prohibition of disposition were recognized as the effect of attachment.

研究分野：民法

キーワード：差押え 民事法

## 1. 研究開始当初の背景

債権は債務者の特定の行為を請求する権利であり、債権を実現する財産との関係は希薄である。それゆえに、債権者は、基本的には、債務者財産との関係を持たない。しかし、こうした債権者の地位は、差押によって特定の財産と結び付けられることになり、その点で、差押えは債権者の地位に変化をもたらす重要な契機である。このことは、とりわけ金銭債権において顕著に現れる。したがって、差押債権者の実体法上の地位を明らかにするためには、債権実現というプロセスに即して分析することが必要であり、特に差押えの有する効力と差押債権者の地位との関係について検討することが必要である。

従来の学説において、差押債権者の実体法上の地位について、民法上の各制度におけるその「第三者性」を肯定する説は、差押えを契機として差押債権者が目的物に対する物的支配を取得する、拘束力が具体化する等を根拠として挙げてきた。しかしながら、そこでは差押えがいかなる効力を有しているのか、その効力と差押債権者の地位やその保護のあり方とどのような関係にあるのかという視点からの議論はあまり行われていない。

## 2. 研究の目的

差押えの実体法上の効力および差押えによって債権者の実体法上の地位にどのような影響があるかについては、手続法と実体法を通じて若干の規定が存在するだけである。したがって、この問題については、法規上の手掛かりが乏しく、広く解釈に委ねられている。

本研究は、この広く解釈に委ねられた問題について、ドイツ法を中心とした比較法研究を行う。ドイツ法を対象とした比較法研究では、特に差押質権に関する議論を分析対象とし、ドイツ強制執行法制の背後にある、金銭債権・債権者と債務者財産との関係についての考え方を析出することを試みる。

以上を通じて、日本法における、金銭債権・債権者と債務者財産との関係について基礎的視座を得、上記問題について一定の解釈論を展開することが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

差押えの実体法上の効力および差押えによって債権者の実体法上の地位にどのような影響があるかを明らかにするため、ドイツ法を中心とした比較法研究を行う。ドイツ法の分析から日本法への示唆を得るといのが、本研究の基本方針である。そのため、研究は、ドイツ法の分析からはじめ、ドイツ法の分析から一定の示唆を得られたところで、それを反映させる形で、日本法の研究を進めていく。ドイツ法・日本法の研究は、それぞれ強制執行法の分析からはじめ、その後民法の分析を進めていく。これらは、主として文献の収集・分析によって行う。さらに、研究会等での報告・議論を通じて、研究の精緻化を図る。具体的には、研究実施期間を4分割し、以下のように進める計画である。第1期:この期間は、差押質権の生成過程における思想的背景を明らかにする。まず、差押質権を導入するに際し、どのような議論があったかという点を明らかにする。そして、当時の議論の結果、金銭債権者と債務者財産との関係についてどのような立場をとり、ドイツ法が差押質権を採用するに至ったのかを明らかにする。第2期:この期間は、差押質権導入後の思想的背景の変遷を明らかにする。差押質権は、民事訴訟法典成立後、その法的性質についての理解が変化した。この変化の過程を追い、その背後にある金銭債権・債権者と債務者財産との関係についての考え方の変遷を明らかにする。さらに、動産執行についての理解の変化と、差押えによる処分禁止効の位置づけの見直し等の他の差押えの効力についての検討も行う。第3期:この期間は、ドイツ民法における差押え及び差押債権者の法的取扱いについて明らかにする。そして、第1期・第2期の研究成果とともに、比較法研究のまとめを行う。ドイツ民法において差押え及び差押債権者の法的取扱いが問題となるのは、時効、弁済、相殺、不当利得である。これらの制度における差押え及び差押債権者の法的取扱いに関する議論を検討し、第1期・第2期で明らかにした金銭債権者と債務者財産との関係についての考え方を分析視点として議論の再構成を試みる。そして、比較法研究のまとめを行い、第4期の日本法研究を行うための示唆を得ることを目指す。第4期:この期間は、ドイツ法の研究から得られた示唆を参考に日本法を研究し、研究全体をまとめる。ドイツ法の研究から検討の視座を得て、これまでの日本における議論について新たな視点から検討する。

## 4. 研究成果

ドイツ強制執行法の研究を通じて、土地以外に対する強制執行においては、その基礎となるものが、金銭債権に内在する債務者の財産についてのある種の処分権であり、その表れが差押質権であることが明らかとなった。以上の検討から、ドイツの土地以外に対する強制執行法制において、差押えの効力は、当初、金銭債権者と債務者財産との間の強制執行手続外における関係が、国家を経由して表れるものであったこと、それが担保物権という形式で表現されたことがわかった。このような金銭債権者と債務者財産との間の関係の理解は、ドイツ民事訴訟法典制定後まもなく、変容を被ることとなったが、日本において金銭債権者と債務者財産との間の関係を探っ

ていくうえで、参考になるものと考えられる。また、上記のように金銭債権者と債務者財産との間の関係が、強制執行法制上、担保物権という形式で表現されたことは、金銭債権と担保物権との共通性・類似性を示唆するものであり、両者の実体法上の位置づけを探っていくうえで、参考になるものと考えられる。そして、ドイツ民事訴訟法制定後に差押えの位置づけをめぐって、差押えに伴い差押債権者に付与される差押質権から処分権ないし換価権が分離され、処分権ないし換価権が差押え自体の効力に加えられた。これにより、差押えの効力には、主として、処分権ないし換価権と処分禁止効が認められることとなった。他方で、差押質権については、処分権ないし換価権のない担保権として、その法的な性質が問題にされるとともに、差押質権と差押えの処分禁止効との関係や個別執行におけるプライオリティ・ルールと包括執行におけるプライオリティ・ルールの異同が問題とされることとなった。ドイツの強制執行法制における議論は、民事実体法に関する統一的な法典に先行して進められたことから、独自の実体法上の規律を内包したものとなった。このことは、その後の民事実体法に関する統一的な法典の編纂及びその後の議論に影響を与えるとともに、強制執行法制における実体法上の規律もまた民事実体法に関する統一的な法典の編纂及びその後の議論から影響を受けることとなった。このような民事実体法に関する規律状況は、日本法においてもまた観察されるものであり、日本法の下での差押え及び差押債権者の実体法における位置づけを考える上で、参考になるものと考えられる。

ドイツ民法における議論については、主として相殺との関係について検討した。ドイツ民法典392条は、自働債権が差押え後に取得されたものである場合、または自働債権が差押え前に取得されたものであっても、その弁済期が差押え後かつ被差押債権である受働債権の弁済期よりも後に到来した場合の第三債務者のする相殺を禁止する。このドイツ民法392条の前身となる条文は、部分草案段階には存在せず、第一委員会における審議において付加された。ただし、その時点では差押えによる処分禁止との関係で議論されていた。その後、弁済禁止との関係で議論されるようになり、差押え後に取得された自働債権の場合以外にも禁止の範囲が広げられた。その際、債権譲渡の場合とバランスをとることが意識された。ここでは、民事手続法制の整備に際し念頭に置かれていた相殺の担保としての側面が後退し、履行代用としての側面を強調した議論がなされるようになった。その後、この規律をめぐっては、債務者の関与しない事由によって、債務者の法的地位が悪化させられるべきではないとの評価を基礎に議論がなされた。そして、自働債権の取得時期についての、差押え後に取得された、差押え前に「法的基礎」を有する自働債権による相殺の許容により、規定の文言からの緩和が許容されている。ここには、民法制定前における、継続的な取引関係を前提とするような、相互の債権債務による決済による取引の円滑化とその保護としての担保的機能のつながりを見ることができると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 米倉暢大	4. 巻 2493
2. 論文標題 担保不動産競売手続において土地建物が一括競売され法定地上権が成立することを前提に建物共有者に交付された剰余金の一部について、実体法上の土地利用権が使用借権であることを理由として土地所有者兼建物共有者から前記建物共有者に対する不当利得返還請求が認められた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 153-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米倉暢大	4. 巻 単行本
2. 論文標題 3当事者間の相殺に関する合意と差押え	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民法学の継承と展開	6. 最初と最後の頁 429-443
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------